

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

遠軽町は古くから交通の要衝として栄えてきた街であり、現在も遠紋地域の中核的な町である。人口は、昭和 35 年の 38,755 人をピークに減少に転じ、令和 2 年の国勢調査では 19,241 人と、ピーク時の約半数の人口になっている。また、2040 年には、国立社会保障・人口問題研究所によると 13,497 人程度、民間機関（日本創生会議）準拠によると 12,855 人程度まで減少すると推定されており、現在の人口の約 3 分の 2 まで減少することが見込まれている。

年齢構成については、平成 7 年に年少人口 15.2%に対し、老年人口 19.6%と年少人口を逆転し、令和 2 年国勢調査では、年少人口 10.5%、老年人口 38.4%となっており、その要因としては基幹産業となる農林業を取り巻く情勢の急激な変化、高齢化と後継者や担い手不足などがあげられるが、最大の要因は、産業全般における就業の場の不足に伴う若年層の町外流出によるものであり、今後も年少・生産年齢人口の割合が減少し、老年人口割合が増加となることが予想されている。

遠軽町の産業は、第一次産業である農林業と、オホーツク海からも近いことから、海産物を含めた一次産品を製造・加工する製造業を基盤として、中心部には国や北海道の出先機関、医療、教育、商業施設などの第三次産業が集積している。また、道路や鉄道、バスなどの交通動線を中心ともなっており、医療や教育の面では、近隣の市町村からの通院・通学といった結びつきが一層強まっている。一方で、本町の農林業が全般的に厳しい経営環境にあるとともに、中小企業を含めた全業種で後継者や担い手不足に直面している現況にある。

遠軽町の産業構造は、全国的な傾向と同様に、農林業の衰退から第一次産業の就業人口比率が低下するとともに、第三次産業の就業人口比率が高まっている。

令和 2 年国勢調査における産業別就業人口割合では、第一次産業が 7.4%、第二次産業が 17.3%、第三次産業が 75.3%となっており、昭和 35 年と比べて、第一次産業では 38.4%、第二次産業では 0.7%減少したのに対し、第三次産業では 39.1%増加している。

個人事業者や中小企業が多いことから、その基盤は不安定であり、人口の流出などをはじめ社会的環境の変化に伴って後継者や担い手が不足している状況にある。このような中、中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

遠軽町では、中小企業における事業の継続や人員不足の解消及び付加価値や作業効率の向上を目的とした先端設備等の導入を促進するため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

遠軽町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が遠軽町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、遠軽町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

遠軽町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が遠軽町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）発電事業については、地域雇用の創出及び安定に資さないため、次に掲げる要件の全てを満たす場合のみ対象とする。

- ①主たる事業所（法人の場合は本社）を遠軽町内に設置し、遠軽町民を雇用するとき。
- ②当該発電事業に係る任意の計画書を事前に作成し、設備設置場所から300m以内に居住する地域住民にこれを周知するとともに、理解を得ているとき。
- ③上記②の計画書及び地域住民の理解を得ていることのわかる記録を遠軽町に提出し、景観や周辺環境への影響の観点から町長が設置を認めるとき。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月17日～令和9年7月16日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。